産業廃棄物処理施設の

敷地位置の都市計画上の支障の有無について

1 内容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申 請 者
			新潟市北区島見町
産業廃棄物	新潟市北区島見町字一	23, 381. 82 m²	3268 番地 15
処理施設	ツ潟 3268 番 15 外 6 筆		青木環境事業株式会社
			代表取締役 青木 俊和

(別紙図面表示のとおり)

2 理 由

本施設は、産業廃棄物である木くず、廃プラスチック類、がれき類の破砕、木くず、 廃プラスチック類、その他産業廃棄物の焼却、汚泥の脱水・乾燥・焼却、廃油の油水 分離・焼却、廃酸・廃アルカリの中和処理を行なう「産業廃棄物処理施設」であり、 都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準 法第51条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定 行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したもの でなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

